






# 郡山市結婚新生活スタートアップ支援補助金 Q&A

## 1 申請方法について

質問内容	回答
① 申請の前に相談や書類確認をすることはできますか。	可能です。申請をスムーズに行っていただくために、予約の上窓口にお越しいただくか、問合せフォームをご活用いただくか、お電話にてご相談いただくことをおすすめいたします。なお、 <b>予約方法は③を、問合せフォームについては④をご覧ください。</b>
② 申請はどこでできますか。	市役所西庁舎3階のこども総務企画課へ申請書類を直接提出するか、郵送で提出してください。FAXでの提出はできません。また、各行政センター、各連絡所、各市民サービスセンター等での申請・相談はできませんのでご了承ください。郵送の場合は、申請期間内（令和6年7月1日から令和7年3月31日まで）必着ですのでご注意ください。なお、審査は先着順となります。 <b>提出方法にかかわらず予約が必要です。</b>
③ どのように予約をするのですか。	郡山市オンライン申請サービスによりご予約いただきます。郡山市オンライン申請サービスへの登録がお済みでない方は、新規登録後、予約フォームからご予約ください。  新規登録はこちら  ご予約はこちら
④ 問合せフォームの使い方について教えてください。	郡山市オンライン申請サービスよりお問合せいただきます。郡山市オンライン申請サービスへの登録がお済みでない方は、新規登録後、問合せフォームからお問合せください。メールやお電話にて回答いたします。  新規登録はこちら  問合せはこちら
⑤ 申請に行く際に必要なものはありますか。	「結婚新生活スタートアップ支援補助金交付申請書兼同意書兼誓約書（第1号様式（第6条関係）」に記載の添付書類一式をお持ちください。 なお、印鑑が必要な場合があります。詳細は⑥を参照してください。

質問内容	回 答
⑥ 申請に夫婦の印鑑は必要ですか。	<p>申請に夫婦の印鑑は不要です。</p> <p>しかし、「結婚新生活スタートアップ支援補助金交付申請書兼同意書兼誓約書（第1号様式（第6条関係）」について申請者及び配偶者それぞれの氏名を自らの手書きで記入いただいていない場合には、押印いただきます。その場合には申請の際に印鑑をお持ちください。</p> <p>&lt;自らの手書きで記入いただいていない場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコンで入力したものをプリントしている</li> <li>・自分以外の人に代筆してもらっている</li> <li>・自分の名前が彫られたゴム印を押している</li> </ul>
⑦ 申請書類はどこで入手できますか。	<p>市のウェブサイトに掲載しておりますのでご利用ください。市役所西庁舎3階のこども総務企画課で受取することもできます。</p> <p style="text-align: right;"> <small>こちらのQRコードから 市のウェブサイトへ</small>  </p>
⑧ 平日は仕事で申請に行くことが難しいため、代理の者(親等)が行っても良いですか。	<p>直接提出の場合は、申請者本人または配偶者の方どちらかがお越しくださいますようお願いいたします。</p> <p>また、郵送での提出も可能です。<b>※予約が必要です。</b></p>
⑨ 申請額が予算上限に達した時点で受付終了となることですが、今から申請することはできますか。	<p>受付状況については、申請前にこども総務企画課へご確認ください。受付終了となった場合は、市のウェブサイトでもお知らせいたします。</p> <p>※申請が混み合う場合は抽選とする場合があります。</p>
⑩ 申請に必要な契約書などを捨ててしまいました。申請できますか。	<p>省略できないため、不動産会社などの相手方に再発行をお願いするか、相手方の契約書等のコピーを貰ってください。</p>
⑪ 申請する前の注意点はありますか。	<p>⑩のように、必要書類を捨ててしまったり、失くしてしまったりすると、手間がかかります。契約書や領収書等は無くさずにとっておいてください。</p>
⑫ 申請の予約をしましたが、キャンセルしたいです。	<p>申請予約フォームより取下げの手続きをお願いします。</p> <p>別の日時で予約をしたい場合は、再度申請予約フォームからご予約ください。</p>
⑬ 申請の予約時間に遅れそうです。	<p>予約時間に遅れそうな場合はこども総務企画課までお電話ください。</p> <p>窓口の受付可能状況をお伝えします。</p>

## 2 要件について

質問内容	回 答
① 婚姻届をまだ出していないが、補助金の申請をすることはできますか。	婚姻届の提出・受理後でないとは申請できません。
② 再婚の場合も対象になりますか。	対象になります。ただし、夫婦のどちらかが、郡山市や他市区町村でこの制度の補助金を受けたことがある場合は対象外です。
③ 夫婦の一方又は双方が日本国籍を有しない場合も対象になりますか。	対象になります。
④ 子どもがいる場合も対象になりますか。	対象になります。
⑤ 生活保護を受給している場合も対象になりますか。	対象になります。ただし、交付金の対象となる経費（住宅取得費用、住宅賃借費用及び引越費用）について、生活保護で生活扶助または住宅扶助等を受給している場合、その部分については対象経費から控除します。
⑥ 公営住宅や地域優良賃貸住宅の入居者も本交付金の対象になりますか。	対象になります。ただし、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については補助対象外です。
⑦ 夫婦ともに婚姻日(婚姻届を提出した日または受理された日)における年齢が 39 歳以下であるとのことですが、年齢はどう計算しますか。	<p>年齢計算に関する法律第 2 項及び民法第 143 条に基づき、<u>誕生日の前日に年齢が加算されます。</u></p> <p><b>【例】</b></p> <p>&lt;対象となる場合&gt;            誕生日：1984 年（昭和 59 年）1 月 3 日            婚姻日：2024 年（令和 6 年）1 月 1 日の方            1 月 2 日に 39 歳から 40 歳となるので、対象</p> <p>&lt;対象外となる場合&gt;            誕生日：1984 年（昭和 59 年）1 月 2 日            婚姻日：2024 年（令和 6 年）1 月 1 日の方            1 月 1 日に 39 歳から 40 歳となるので、対象外</p>

質問内容	回 答
<p>⑧ 所得の計算方法が分かりません。</p>	<p>給与をもらっている給与所得者の場合は、令和5年分の給与等の収入から、給与所得控除額を差し引いた額です。自営業の場合は、売上金額から必要経費を差し引いた額です。申請の際は、源泉徴収票ではなく、市が発行する所得・課税証明書（各行政センター、各連絡所、各市民サービスセンター、資産税課、市民課で発行可能。手数料1通250円。）を提出していただきます。なお、マイナンバーカードを活用したコンビニ交付サービスでも取得できます。</p> <p><b>【参考】給与からみた所得の概算</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 給与の総支給額が170万円→概算の所得額 92万円</li> <li>○ 給与の総支給額が300万円→概算の所得額 202万円</li> <li>○ 給与の総支給額が400万円→概算の所得額 276万円</li> <li>○ 給与の総支給額が500万円→概算の所得額 356万円</li> <li>○ 給与の総支給額が600万円→概算の所得額 436万円</li> <li>○ 給与の総支給額が660万円→概算の所得額 484万円</li> <li>○ 給与の総支給額が700万円→概算の所得額 520万円</li> </ul> <p>※あくまで概算のため、参考程度にしてください。  ※所得・課税証明書は、全員共通の提出書類です。  市区町村によっては所得証明書という名前です。</p>
<p>⑨ 所得・課税証明書を取得する前に、自分の所得を確認したい。</p>	<p>所得の金額は、以下の方法の他、マイナポータルにより確認することができます。</p> <p>（会社員・団体職員・公務員などの方）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」の『総所得金額』に記載された額</li> <li>・「源泉徴収票」の『給与所得控除後の金額』に記載された額</li> </ul> <p>※毎年1月に勤務先にて発行されるものです。  ※給与所得のみの方は、源泉徴収票でも確認することができますが、1年間に複数の会社に勤務した場合やそれ以外の収入（不動産、農業、株の配当など）がある場合は、年間の合計額で判断します。</p> <p>（自営業・フリーランス・退職した方など）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「住民税納入通知書」の『合計所得金額』に記載された額</li> </ul> <p>※毎年6月に市区町村から郵送されるものです。</p>

### 3 対象経費について

質問内容	回 答
① 婚姻届提出前から同居している場合は補助の対象になりますか。	対象になる場合があります。補助対象期間については⑩を参照ください。なお、婚姻日等によりどの時点から対象経費とできるかが異なりますので、事前にお問合せください。
② 結婚前に妻(夫)が住んでいた住宅にもう一方が引っ越して同居した場合の費用は対象になりますか。	同居後に支払った費用であれば対象となります。同居開始日は、住民票に記載された「住所を定めた年月日」で確認します。⑩も参照ください。
③ 単身赴任などで別居している場合の費用は対象になりますか。	夫婦の主たる生活拠点が郡山市の住宅であり、夫婦の一方でも住民票の住所が申請の対象としている郡山市の住宅の所在地となっている場合は、別居でも対象とすることができます。ただし、別居先(単身赴任先)に関する費用(購入費や賃料、別居先への引越費用)は対象となりません。
④ 新しく購入・賃借した住宅に親族(親など)と同居する場合の費用は対象になりますか。	対象になります。ただし、住宅の購入や賃借の契約名義が、申請する夫婦のいずれかの名義になっており、かつ、費用の支払いを夫婦のいずれかが行っている必要があります。なお、引越費用については、親族が購入・賃借している住宅であっても、夫婦のいずれかが支払っていれば対象となります。
⑤ 親族の家(実家など)に引っ越して同居する場合の費用は対象になりますか。	引越費用は、申請する夫婦いずれかが支払っていれば対象となります。
⑥ 賃借費用について、会社から住宅手当の支給を受けている場合でも対象になりますか。	会社等から住宅手当の支給を受けている場合は、その分を対象経費から控除する必要があります。住宅手当支給証明書の提出が必要です。夫婦それぞれが支給を受けている場合は、それぞれの支給額を合算して控除します。支給を受けていない場合も、住宅手当等の支給はゼロである旨を記載した住宅手当支給証明書の提出が必要です。
⑦ 引越費用について、会社から引越手当等の支給を受けている場合でも対象になりますか。	会社等から引越手当等の支給を受けている場合は、その分を対象経費から控除する必要があります。夫婦それぞれが支給を受けている場合は、それぞれの支給額を合算して控除します。引越費用の支給額を確認できる書類を添付してください。

質問内容	回 答
<p>⑧ 勤務先が家主との間で賃貸借契約を締結している物件又は勤務先が所有する社宅に入居し、勤務先に対し家賃相当額を支払っている場合は対象となりますか。</p>	<p>対象になります。この場合、賃貸借契約書で借借人が勤務先であること（社宅の場合は勤務先との間で社宅の使用に係る契約を締結していること（社宅使用契約書、入居決定通知書等））、給与明細書等により勤務先に対し家賃相当額を支払っていること（給与天引きを含む。）を、それぞれ確認いたします。</p>
<p>⑨ 家賃については最大6か月分まで補助されるが、6か月未満で経費が補助上限の30万円を超えた場合は、その時点で申請できますか。</p>	<p>申請できます。 補助の上限は30万円ですので、6か月分未満の家賃とその他経費で30万円を超えている場合は、その時点で申請ください。</p>
<p>⑩ 家賃については任意の期間を対象にできますか。</p>	<p>できません。 結婚新生活のスタートアップに係る補助ですので、次のようになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○婚姻後に新たに物件を賃借した場合 →新たに契約した月から最大6か月</li> <li>○婚姻前に物件を賃借した場合で、契約書等で婚姻が前提とわかる場合→新たに契約した月から最大6か月</li> <li>○婚姻前から同居している物件に、婚姻後も住む（契約書等で婚姻を前提とわからない） →婚姻した月から最大6か月</li> <li>○夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件に、もう一方が住む場合で、住む際に契約書や入居申込書等で婚姻を前提として住人が増えた旨がわかる →婚姻を契機とした同居人変更の月から最大6か月</li> <li>○夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件に、もう一方が住む場合で、住む際に契約書や入居申込書等で婚姻を前提として住人が増えた旨がわからない →婚姻を契機とした同居開始の月から最大6か月（同居開始は住民票の「住所を定めた年月日」で確認）</li> </ul>



質問内容	回 答																																																
<p>⑪ 令和6年4月分の家賃を令和6年3月に支払いました。令和6年4月分の家賃も補助の対象となりますか。(例1)</p> <p>または</p> <p>令和7年4月分の家賃を令和7年3月に支払いました。令和7年4月分の家賃も補助の対象となりますか。(例2)</p>	<p>なりません。補助の対象となる経費は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までにかかった経費のうち、支払いが済んでいるものです。</p> <p>対象となる経費(例1) ○…対象、×…対象外 【支払月が期間外のため、補助対象とならない】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経費</th> <th>支払月</th> <th>対象か否か</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年4月分家賃</td> <td>令和6年3月</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>令和6年5月分家賃</td> <td>令和6年4月</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>令和6年6月分家賃</td> <td>令和6年5月</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>令和6年7月分家賃</td> <td>令和6年6月</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>令和6年8月分家賃</td> <td>令和6年7月</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>令和6年9月分家賃</td> <td>令和6年8月</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>令和6年10月分家賃</td> <td>令和6年9月</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>対象となる経費(例2) ○…対象、×…対象外 【経費がかかった月が期間外のため、補助対象とならない】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経費</th> <th>支払月</th> <th>対象か否か</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年10月分家賃</td> <td>令和6年9月</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>令和6年11月分家賃</td> <td>令和6年10月</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>令和6年12月分家賃</td> <td>令和6年11月</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>令和7年1月分家賃</td> <td>令和6年12月</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>令和7年2月分家賃</td> <td>令和7年1月</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>令和7年3月分家賃</td> <td>令和7年2月</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>令和7年4月分家賃</td> <td>令和7年3月</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>	経費	支払月	対象か否か	令和6年4月分家賃	令和6年3月	×	令和6年5月分家賃	令和6年4月	○	令和6年6月分家賃	令和6年5月	○	令和6年7月分家賃	令和6年6月	○	令和6年8月分家賃	令和6年7月	○	令和6年9月分家賃	令和6年8月	○	令和6年10月分家賃	令和6年9月	○	経費	支払月	対象か否か	令和6年10月分家賃	令和6年9月	○	令和6年11月分家賃	令和6年10月	○	令和6年12月分家賃	令和6年11月	○	令和7年1月分家賃	令和6年12月	○	令和7年2月分家賃	令和7年1月	○	令和7年3月分家賃	令和7年2月	○	令和7年4月分家賃	令和7年3月	×
経費	支払月	対象か否か																																															
令和6年4月分家賃	令和6年3月	×																																															
令和6年5月分家賃	令和6年4月	○																																															
令和6年6月分家賃	令和6年5月	○																																															
令和6年7月分家賃	令和6年6月	○																																															
令和6年8月分家賃	令和6年7月	○																																															
令和6年9月分家賃	令和6年8月	○																																															
令和6年10月分家賃	令和6年9月	○																																															
経費	支払月	対象か否か																																															
令和6年10月分家賃	令和6年9月	○																																															
令和6年11月分家賃	令和6年10月	○																																															
令和6年12月分家賃	令和6年11月	○																																															
令和7年1月分家賃	令和6年12月	○																																															
令和7年2月分家賃	令和7年1月	○																																															
令和7年3月分家賃	令和7年2月	○																																															
令和7年4月分家賃	令和7年3月	×																																															
⑫ 結婚して住宅のリフォームを行った場合は対象になりますか。	対象になります。																																																
⑬ 親が所有する住宅をリフォームしました。この場合は対象になりますか。	住宅の所有名義が親であっても、夫婦名義でリフォーム工事を契約し、夫婦が費用を支払っていれば対象になります。																																																
⑭ 住宅取得、住宅のリフォームについて、他の補助金と併用できますか。	原則、併用できません。 ただし、国が行う「すまい給付金」、「すまいの復興給付金」 「外構部の木質化対策支援事業」は併用できます。 併用可能かどうかは、市から国に確認しますので、お問合せください。																																																

## 4 申請書類について

質問内容	回 答
① 証明書関係はどこで入手できますか。また、料金はかかりますか。	<p>郡山市の場合、証明書の発行窓口と手数料は次のとおりです。手続きに必要な書類や郵送での証明などについては、お手数ですが、市のウェブサイトなどでご確認いただくか、各窓口へお問い合わせください。</p> <p>なお、住民票や所得・課税証明書については、マイナンバーカードを用いたコンビニ交付サービスもご利用いただけます。</p> <p>-----</p> <p>○ 戸籍謄本【1通 450円】 →市民課（西庁舎1階）、各行政センター、各連絡所、各市民サービスセンター</p> <p>○ 婚姻届の受理証明書【1通 350円】 →市民課（西庁舎1階）、各行政センター、各連絡所、各市民サービスセンター</p> <p>※戸籍謄本と婚姻届の受理証明書は<u>どちらか一方</u>を提出</p> <p>○ 住民票の写し【1通 250円】 →市民課（西庁舎1階）、各行政センター、各連絡所、各市民サービスセンター</p> <p>○ 所得・課税証明書【1通 250円】 →資産税課（西庁舎2階）、市民課（西庁舎1階）、各行政センター、各連絡所、各市民サービスセンター</p>
② ①の証明書関係はコピーでもよいですか。	コピーではなく、各窓口から取得した原本をそのままお持ちください。
③ 所得・課税証明書の代わりに源泉徴収票を提出してもよいですか。	所得・課税証明書の代わりに源泉徴収票を提出することはできません。必ず市町村が発行する所得・課税証明書を取得し、提出してください。※「所得証明書」という名称の場合もあります。
④ 所得・課税証明書は所得のある人の分だけでよいですか。	必ず夫婦双方の分を提出してください。未申告の場合は申告が必要です。
⑤ 書き間違えた場合は訂正印が必要ですか。	必要ありません。訂正箇所を二重線で抹消してください。



質問内容	回 答
⑥ 奨学金とはどのようなものですか。	<p>公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいいます。</p> <p>民間金融機関のいわゆる教育ローンは対象となりません。</p> <p>なお、返済をご自身が行っているものが対象です。</p>
⑦ 奨学金の返済額が確認できる書類とは具体的にどのようなものですか。	<p>奨学金返還証明書があれば望ましいですが、証明書の取得が難しい場合は、通帳の写しや振込明細書の写しなど、支払日、支払者、支払額、支払先が確認できるものを提出してください。</p>
⑧ 奨学金には、自分自身でなく親が契約した場合でも対象になりますか。	<p>親が契約したものでも、対象となる場合があります。</p> <p>次の2点について確認できる書類を添付することができれば、所得から奨学金返済分を控除できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者名義の口座から返済を行っていること</li> <li>・契約名義が親であったとしても、奨学金が申請者ご自身の修学や生活のために貸与されたこと</li> </ul>
⑨ 領収書にはどのような項目が記載されていればよいですか。	<p>(1)支払者の氏名、(2)金額、(3)支払の内容、(4)受領日(支払日)、(5)支払先の記載が必要です。支払の内容(例:内訳、○月分の家賃・共益費、建物代金、引越料金等)が記載されていない場合は、請求書や明細書などを添付してください。</p> <p>なお、(1)から(5)の内容が確認できれば、支払証明書や受領証明書といった書面や、請求書(見積書)及び引落口座の明細、または請求書(見積書)及びクレジットカード利用明細(Web明細を利用している場合は利用明細画面を印刷したもの)でも申請できます。</p>
⑩ 家賃は毎月銀行口座からの振替(または銀行振込)で支払っていますが、通帳の写しを提出すればよいですか。	<p>通帳の写しや振込明細書だけでは領収書の代わりにできません。詳しくは⑨を参照ください。</p>
⑪ 家賃は毎月クレジットカードで支払っていますが、カード利用明細書の写しを提出すればよいですか。	<p>⑨に記載の通り、(1)支払者の氏名、(2)金額、(3)支払の内容、(4)受領日(支払日)、(5)支払先が確認できるよう、請求書(見積書)及び、クレジットカード利用明細をご提出ください。Web明細を利用している場合は、上記の項目を満たすように利用明細画面を印刷してお持ちください。</p>

質問内容	回 答
⑫ 家賃は保証会社経由で不動産会社(大家)へ支払っているため、不動産会社(大家)から領収書が発行できないと言われましたが、どうしたらよいですか。	家賃の支払先である保証会社に領収書の発行を依頼してください。補助金の申請の際は、賃借契約書や領収書と併せて、保証契約金などの支払方法の実態が確認できる書類をご提出ください。なお、賃借契約書に保証会社等の実際の支払先についての記載がある場合は不要です。
⑬ 育児休暇中で給与を支給されていませんが、住宅手当支給証明書は必要ですか。	必要です。「手当の支給なし」にチェックしたものを提出してください。


## 5 審査・交付決定について

質問内容	回 答
① 申請書を提出してから審査・交付決定にはどれくらいの時間がかかりますか。	申請書を受理してから、1か月間程度で審査を行い、交付決定通知書を郵送します。ただし、審査において不備が発見された場合や、申請内容に疑義が生じた場合は、こども総務企画課から申請者へ電話にてご連絡させていただき、書類の訂正や追加提出をお願いすることがありますので、1か月間を超える場合があります。 ※受付件数により1か月間以上お時間をいただく場合があります。
② 申請順に交付決定されますか。早く申請したほうがよいですか。	原則、受理した順に審査を行って交付決定しますが、審査において不備が発見された場合や、申請内容に疑義が生じた場合は、書類の訂正や追加提出をしていただく必要があります。その間は保留状態となります。その際、次に受理した申請の審査を先に行う場合があります。必ずしも申請順、受理順に交付決定されるとは限りません。

## 6 補助金の交付（振込みについて）

質問内容	回 答
① 補助金の振込みはいつ頃ですか。	交付決定通知書を郵送してから、おおむね1か月以内（申請からはおおむね2か月後）に指定の口座に振り込みます。振込日のご指定はできません。また、振込完了のお知らせは行いませんので、ご記帳いただくなどによりご確認ください。
② 現金手渡しや電子マネー等のキャッシュレスで受け取ることはできますか。	できません。口座振込のみとなります。
③ 夫婦以外の第3者の口座へ振り込むことはできますか。	できません。振込口座は、ご夫婦のどちらかの口座を指定ください。 ※振込口座の持ち主を申請書に記載する申請者としてください。
④ 補助金を夫婦の口座へ分けて入金することはできますか。	できません。振込口座は、ご夫婦のどちらか1名の口座を指定ください。 ※振込口座の持ち主を申請書に記載する申請者としてください。

## 7 補助金受け取り後について

質問内容	回 答
① 補助金を受け取りました。税の申告は必要ありますか。	結婚新生活スタートアップ支援補助金は、所得税法及び地方税法上の『一時所得』に該当し、申告が必要です。詳しくはウェブサイトの「申告について」を確認ください。  <div style="text-align: right;"> <p>こちらのQRコードから 市のウェブサイトへ</p>  </div>